



監査結果などの閲覧

令和元年度の定期監査や平成30年度一般会計・特別会計の決算審査、健全化判断比率等審査などの結果を公表。市政情報コーナー、西支所、加佐分室、中・南公民館、東・西図書館で閲覧できます。市ホームページにも掲載(左下のコードからアクセス可)。



土曜 臨時窓口を開設

マイナンバーカードの交付と電子証明書の更新を受け付ける臨時窓口を開設。利用には前日までに電話で予約が必要

〔住民票発行や住所異動などは利用不可。〕
 【日時】
 5月16日、23日、30日、6月6日、13日の土曜日、13時～16時
 【場所】
 ◇東・中・大浦地域在住…市民課
 ◇西・加佐地域在住…西支所市民年金係
 【問い合わせ先】
 市民課(☎66・1001) 西支所市民年金係(☎77・2252)

第2次舞鶴市DV対策基本計画を策定

市では、配偶者等からの暴力(DV)・ドメスティック・バイオレンスの根絶を目指し、DV防止や被害者の保護、自立支援を総合的に推進するため「舞鶴市DV対策基本計画」を平成27年3月に策定。このたび、これまでの取り組みを検証して、時代・社会のニーズや変化により求められる新たな施策の方向性・対応方策を盛り込んだ「第2次舞鶴市DV対策基本計画」を策定しました。
 なお、パブリック・コメント手続き制度(市民意見提出制度)に基づき意見を募集した結果、特に意見はありませんでした。

第2次舞鶴市DV対策基本計画の概要

趣旨
被害者自身や周囲の気付きを促進し、地域での身近な相談から保護、社会的自立までの切れ目のない支援を推進し、DVを許さない社会の実現を目指す。
策定の視点
<ul style="list-style-type: none"> ◆暴力を許さない社会の実現…DVは犯罪行為を含む重大な人権侵害であることの理解を深め、DVを防止し、暴力を許さない社会の実現を目指す。 ◆被害者の状況に応じた継続的な支援の実施…被害者の安全確保を最優先に、被害者の状況に応じ、早期の相談・保護から社会的自立までの継続的な支援を推進。また、DVの影響を強く受ける子どもや家族も含めた総合的な支援体制を確立。 ◆社会情勢の変化に応じた対策…デートDVや児童虐待、ストーカー、リベンジポルノなど多様化や増加がみられる暴力事象に対し、関係課が連携し、防止対策や支援策を講じる。 ◆関係機関等との連携協力体制の強化…豊富なノウハウを持つ関係機関・関係団体と連携・協力し、市町村の行政区域を越えた広域対応で被害者支援ができるよう、連携協力体制を強化する。

《閲覧できます》
 計画は、人権啓発推進課や市政情報コーナーなどで閲覧できます。ホームページにも掲載。
 ▼詳しくは、人権啓発推進課(☎66・1022)へ。

新型コロナウイルス感染症に係る支援策

融資・給付金・支払い猶予

※4月20日時点

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に不安を感じている人や、事業の自粛や縮小などで減収となった事業者への融資制度や給付金、支払いの猶予などの支援制度を紹介します。
 また、掲載している制度のほかにも支援策や相談窓口があります。詳しくは、市ホームページでご確認ください(下コードからアクセス可)。



融資・給付金など

◆**新型コロナウイルス対応緊急資金等**
 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少など業況が悪化している中小企業者等の皆さんの資金繰りを支援します。受け付けは京都府・京都市制度融資取扱金融機関。その他の融資制度や借入条件などは市ホームページでも公開中(下コードからアクセス可)。
 《セーフティネット保証制度》
 セーフティネット保証制度は事



業活動の制限や災害などで経営の安定に支障がある中小企業に保証限度額の別枠化を図るなど資金繰りを支援する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響で売上高などが減少した企業等も対象となり、事業所が所在する市町村長の認定が必要です。
 【問い合わせ先】産業創造・雇用促進課(☎66・1021)

◆**持続化給付金**

新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者、事業の継続を支えし、再起の糧となる給付金を支給。
 【対象】中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが前年同月比で50%以上減少している者
 【給付額】売上減少分が上限で法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内。

※詳細は経済産業省ホームページなどで公表しています(下コードからアクセス可)。



◆**生活支援臨時給付金(仮称)**
 給付額や相談窓口など詳細は決まり次第お知らせします。

◆**緊急小口資金**

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したため、緊急で一時的に生計の維持が困難な場合に少額の費用を貸し付け。
 【対象】休業等で収入の減少があり、緊急で一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯
 【貸付上限額】学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内。その他の場合10万円以内
 【措置期間】1年以内
 【償還期限】2年以内
 【貸付利子・保証人】無利子・不要
 【問い合わせ先】社会福祉協議会(☎62・7044)

◆**総合支援資金**

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したため、生活再建までの間に必要な生活費用を貸し付け。
 【対象】収入の減少や失業等で生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯
 【貸付上限額】2人以上なら月20万円以内、単身なら月15万円以内。貸付期間は原則3か月以内

【措置期間】1年以内
 【償還期限】10年以内
 【貸付利子・保証人】無利子・不要

市議会6月定例会(予定)

市議会6月定例会の日程は右表のとおり。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当面の間、会議の傍聴については自粛をお願いしています。
 ▶詳しくは、議会事務局(☎66・1060)へ。
 ※一般質問が11日に終了する場合は、12日の本会議は開催されません。
 ※日程は変更になることがあります。

日時	内容	場所
5月29日(金)10時30分から	本会議(提案説明)	市議会議場
6月10日(水)10時から	本会議(一般質問)	
11日(木)10時から	本会議(一般質問、質疑)	
12日(金)10時から	本会議((一般質問、質疑)予備日)	議員協議室
16日(火)9時から	福祉健康	
13時30分から	市民文教	
17日(水)9時から	産業建設	
13時30分から	総務消防	
23日(火)9時から	予算決算委員会	市議会議場
29日(月)10時30分から	本会議(委員長報告、討論、採決)	

【問い合わせ先】社会福祉協議会(☎62・7044)

◆**住居確保給付金**

就職に向けた活動をするなどを条件に一定期間、家賃相当額(上限あり)を家主に支給。
 【対象】離職・廃業から2年以内か休業等で収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人
 【問い合わせ先】生活支援相談センター(☎66・5001)

支払いの猶予など

◆**市税、保険料、水道料金など**

支払いが困難な人や法人を対象に支払いの猶予や分割納付などの相談に応じます。
 ◆市民税、固定資産税、軽自動車税
 税務課(☎66・1025)
 ◆国民健康保険料
 保険医療課(☎66・1003)
 ◆後期高齢者医療保険料
 保険医療課(☎66・1075)
 ◆介護保険料
 高齢者支援課(☎66・1013)
 ◆上下水道料金
 お客様サービス課(☎62・1632)